

◇◆◇目次◇◆◇

1. 平成30年度女性活躍フォーラムの開催【厚生労働省】
2. 65歳超雇用促進助成金のご案内【(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構】
3. 従業員の健康づくりを応援します!!【岐阜県】

★★

1. 平成30年度女性活躍フォーラムの開催【厚生労働省】

優秀な人材確保のために、女性活躍推進の取り組みを始めてみませんか？

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの働き方の見直しが課題となっています。

企業において「働き方改革」を成功させるためには、まず、女性が働きやすい魅力ある職場づくりへの取り組みが一番の近道です。

このたび、中小企業における女性活躍の課題と改善策について、コンサルタントによる企業発表会を行うほか、実際に女性活躍推進に取り組んでいる中小企業の方から、その効果などについて講演いただく『女性活躍推進フォーラム』を開催します。どのようなきっかけで女性活躍の取り組みを始め、どのような効果がもたらされたのか、実際に中小企業で行われた取組事例を参考に貴社の働き方改革につながる女性活躍の取り組みの第一歩を踏み出してみませんか。

参加は無料です。また、当日は一般事業主行動計画策定やえるぼし認定取得に関する説明会も行われます。皆様のご来場をお待ちしております。

<詳細>

○日時

平成31年1月22日(火) 14:00～16:00(開場 13:30)

○会場

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 A1203(12階)

(愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 TEL052-571-6132)

○定員 100名

○参加費 無料 (申込必要)

○内容

第一部 講演会 14:20～14:55

「経営に活かす女性活躍推進」

講演者 イー・バレイ(株) 代表取締役 池田 徹弘 氏 管理部 城所 優衣 氏

第二部 事例発表会 14:55～15:30

講師 楚山 和司 氏

第三部 説明会 15:30～16:00

講師 女性活躍推進アドバイザー 篠田 寛子 氏

○申請方法

ホームページにて詳細をご確認願います。

URL: <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/seminar/symposium/>

「女性活躍推進サポートサイト」と検索。サイト内「説明会・シンポジウム」→「愛知県」
＜お問い合わせ＞

女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人 女性労働協会

TEL：03-3456-4412 FAX：03-6809-4472

Mail：suishin@jaaww.or.jp

★★

2. 65歳超雇用推進助成金のご案内【(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構】

＜65歳超継続雇用促進コース＞

65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

○主な支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引き上げること
- ・定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること
- ・改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が一人以上いること
- ・高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置（※1）の実施

○支給額

- ・定年の引き上げ等の措置の内容、60歳以上の被保険者数、定年等の引き上げ年数に応じて5万円から160万円（ただし1事業主あたり（企業単位）1回限り）

＜高年齢者雇用環境整備支援コース＞

○措置の内容

- ・機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の増大
- ・高年齢者の雇用の機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高年齢者に対する健康管理制度の導入

○支給額

以下の（１）、（２）いずれか低い額を支給します（上限1,000万円）

- （１）措置に要した経費の60%≪75%≫、ただし中小企業事業主以外は45%≪60%≫
- （２）措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円≪36万円≫

≪≫内は生産性要件（※2）を満たす場合。

＜高年齢者無期雇用転換コース＞

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

○申請の流れ

- ①高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置（※1）を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請

③転換の実施後6ヵ月分の賃金を支給

④機構への支給申請

○支給額

- ・対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- ・生産性要件（※2）を満たす場合には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

■高年齢者雇用管理に関する措置（※1）とは

- ・職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- ・作業施設、方法の改善
- ・健康管理、安全衛生の配慮
- ・職域の拡大
- ・知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
- ・賃金体系の見直し
- ・勤務時間制度の弾力化 のいずれか

■生産性要件（※2）とは

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年度前に比べて6%以上伸びていること（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと）』が要件です。なお、生産性とは、営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃借料＋租税公課を雇用保険被保険者数で除したものです。

<平成30年度高年齢者等給付金説明会>

今後の説明会開催予定は以下のとおりです。申込方法はお問い合わせ先をご参照ください。

①大垣会場

○日時 12月6日（木） 10:15～12:00

○会場 大垣市情報工房 セミナー室（大垣市小野4-35-10）

○定員 50名

②中津川会場

○日時 1月17日（木） 13:30～15:15

○会場 中津川公共職業安定所 合同庁舎5階会議室

（中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎）

○定員 40名

<お問い合わせ>

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部 高齢・障害者業務課

担当：小藤、水谷

〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-frontⅡ 7階

TEL 058-265-5823 FAX 058-266-5329

URL <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/gifu/>

「高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜」で検索。

説明会申込は「高齢者雇用支援の詳細」→「平成30年度高年齢者等給付金説明会のご案内」

[illegible]

健康経営宣言をしませんか？

○健康経営に取り組むメリット

- ・生活習慣リスクの低下
- ・心理的リスクの低下

- ・事故、労災等のリスクが減少し「生産性の向上」「医療費抑制」に寄与

- ・組織の活性化
- ・仕事満足度の高揚

- ・「離職率の低減」

- ・顕彰や公表によるイメージアップ

- ・「優秀な人材の確保」「商品ブランド向上」

①宣言



- ・「登録申請書兼宣言書」に事業所の概要、宣言書を記載し、県庁保健医療課へ提出

- ・宣言した内容を中心に、職場での健康づくりの取り組みを行います。

- ・健康経営宣言をすると県等からサポートが受けられます！

「定期的な健康情報の発信」

「企業で選定する健康リーダーへの研修会」

「保健所等による健康支援」

③報告

- ・翌年度6月までに取組状況を振り返り、取組成果を記載した「宣言企業取組報告書」を県庁保健医療課へ提出します。



- ・宣言企業のうち特に優れた事業所を顕彰します。

(お問い合わせ)

岐阜県庁保健医療課 健康推進室 健康増進係

TEL：058-272-8860（直通）

HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenkou/seikatsu-shukan/11223/kenkousengen.html>

「健康経営推進事業 岐阜」で検索

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。